

保育制度における企業主導型保育事業の位置づけ

施設に預ける

認可施設・事業(国と自治体が公費支援)

認可保育園
(0~5歳)

認定こども園
(0~5歳)

幼稚園
(3~5歳)

小規模保育
(0~2歳)

事業所内保育
(0~2歳)

企業主導型保育施設

※事業所内保育の一類型
※事業主拠出金により運営

自治体独自の保育施設

例)東京都認証保育所、横浜保育室等
※自治体が公費支援

その他の認可外保育施設

自宅などで預かってもらう

認可事業(国と自治体が公費支援)

家庭的保育
(保育ママ)
(0~2歳)

居宅訪問型保育
(0~2歳)

認可外の居宅訪問型保育事業

企業主導型ベビーシッター
※事業主拠出金により運営

保育等を一時的に利用する

病児保育

ファミリー・
サポート・センター

一時預かり

企業主導型保育における医療的ケア児の受入れ検討の全体像

1. **保護者** 希望する保育施設への入園相談・施設見学

* 企業主導型保育施設における医療的ケア児の受入れについて事前調整が必要な旨をお知らせいただいている自治体においては、まずは自治体に相談するようにお伝えします。

2. **企業主導型保育施設** 受入れの可否について検討し、保護者に結果を連絡

* 居住の自治体への入園相談（当該自治体が企業主導型保育施設への入園相談を受け付けている場合に限る）

3. **保護者** 企業主導型保育施設へ必要書類の提出

4. **企業主導型保育施設** 関係書類を準備し、企業主導型保育事業の実施機関へ提出（申請）

5. 上記の1～4を踏まえ、国と企業主導型保育事業の実施機関で検討会を開催

6. 入所決定後、実施機関または企業主導型保育施設から、管轄の自治体に医療的ケア児の受入れ状況を報告

